

資金移動業者の要件として株式会社であることを求めている理由について

現行制度の内容

- 資金決済法は、資金移動業者の登録要件として株式会社であることを求めている（第40条第1項第1号）。
- 資金移動業者は、経済活動の基礎をなす社会インフラとして送金等のサービスを提供する事業者であり、事業が適正かつ確実に遂行され、利用者の保護が図られることが重要。
- こうした観点から、多様な資金調達手段による弾力的かつ機動的な業務運営や、会社法に基づくコーポレート・ガバナンス機能の活用による効率的な業務運営を期待できる株式会社であることを要件としている。

参考：資金決済に関する法律（抄）

（登録の拒否）

第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国資金移動業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二～十 （略）

2 （略）